



鴻巣教総第903号
令和4年3月9日

鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会
会長 石崎 一記 様

鴻巣市教育委員会
教育長 望月 栄

諮問書

市内小・中学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例（平成27年3月27日条例第14号）第2条の規定により諮問します。

諮問事項

市内小・中学校の将来における適正規模及び適正配置について

諮問理由

市教育委員会では、平成27年に適正配置等に関する基本的な考え方を策定し、今後の方針として定めています。

この考え方にに基づき、小・中学校の適正規模及び適正配置について検討するため、平成27年8月に「鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会」を設置し、2年間にわたり審議を重ねてきました。

審議会からの答申に基づき、教育委員会において、課題の整理や検討、適正規模及び適正配置の取組を推進してまいりましたが、答申をいただいてから、4年が経過した現在もなお、子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しています。

今後の児童・生徒数の推移を見込むと、児童・生徒数の減少により小規模化する学校がある一方で、土地区画整理事業等による住宅供給の結果、人口の増加に伴い、大規模化が予想される学校もあります。

その他にも、小学校から別々の中学校へ進学する現状や、小学校の35人学級導入による教室数の不足、施設の老朽化、通学路の安全性確保等、課題は山積しています。

このことから、市内のどの学校においても、一定の水準の教育を行うことが義務教育であることを前提に、改めて小・中学校の適正規模及び適正配置に取り組むことが、様々な課題の解決に繋がるものと考えています。

学校の主役は「子どもたち」であるとの認識のもと、将来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を整えることを第一に考え、別紙のとおり、令和10年度を今後の本市としての一つの基準とした市内小・中学校の適正規模及び適正配置の計画について推進してよいか諮問するものです。

市内小・中学校の適正規模及び適正配置計画

【再編方針】

- ・国が示す適正規模校の基準である12学級から18学級
- ・同一小学校から別々の中学校へ進学する現状の見直し
- ・小中一貫教育、義務教育学校の検討

【通学区域の見直し】

以下の2点に基づき見直しを検討します。

1. 鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方
2. 通学区域の弾力化における対応件数など、保護者をはじめとした地域からの要望

【小学校の再編】 小学校18校→小学校13校

「鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」における学校の存置を検討する基準を踏まえ、令和4年4月1日時点で18校ある小学校を令和10年度までに13校に再編します。

対象校	設置場所	統合年度
鴻巣中央小学校、常光小学校	鴻巣中央小学校	令和6～9年度
吹上小学校、大芦小学校	吹上小学校	令和6～9年度
吹上小学校、小谷小学校	吹上小学校	令和6～9年度
屈巢小学校、共和小学校、広田小学校	川里小学校（仮） 新設	令和10年度

【中学校の再編】

「鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」における学校の存置を検討する基準のほか、小学校の再編の進捗状況を踏まえ、検討していきます。

【経過の検証と見直し】

小・中学校の適正規模・適正配置の進捗に合わせて、子どもたちを取り巻く教育環境、保護者をはじめとした地域からの意見、教育施設の老朽化や維持管理費の変化、制度改正等を勘案しながら、経過を検証し、計画の見直しを行います。

【通学方法】

適正規模・適正配置により通学区域の見直しが行われた学校については、「鴻巣市スクールバス運行管理に関する要綱」に基づき、子どもたちの登下校の安全性への配慮や通学距離等を踏まえ、スクールバスの導入について検討します。

【その他】

統合後の跡地の活用については、地域からの意見等を踏まえながら、「鴻巣市公共施設等総合管理計画」に照らし合わせた上で検討していきます。